

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 5月 13日	
(宛先) 松山市長	
提出者	
住 所 松山市来住町1432番地	
氏 名 株式会社 日将	
代表取締役 伊藤 将城	
電話番号 089-948-8856	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 日将
事業場の所在地	松山市来住町1432番地
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	07 職別工事業(設備工事業を除く)
② 事業の規模	建設業：完成工事高 841,602,601円
③ 従業員数	36人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場にて発生後、建設廃棄物処理委託をした収集運搬業者もしくは自己運搬により産業廃棄物処理業者の処分場に運搬後、処分業者が処理している。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

会社責任者 ― 工務部長

土木責任者
解体責任者
型枠責任者
足場責任者

総務部 ― 各部門からの産業廃棄物の集計及び産業廃棄物処理計画の策定、
行政に対する報告書などの作成

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】			別紙1のとおり
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t		t
	（これまでに実施した取組） ● 使用済み型枠の再利用・鋼製型枠などの採用 ● リース材を使用する			
② 計画	【目標】			別紙2のとおり
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t		t
	（今後実施する予定の取組） ● 使用済み型枠の再利用・鋼製型枠などの採用 ● リース材を使用する			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類・繊維くず・廃プラスチック類・紙くず・木くず・建設混合廃棄物・廃電気機械器具 解体現場での分別解体及び手作業での分別を行っている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類・繊維くず・廃プラスチック類・紙くず・木くず・建設混合廃棄物・廃電気機械器具 解体現場での手作業の分別をより細かく行っていく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		なし
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		なし
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		なし
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		なし
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		なし
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		なし
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和 3 年度）実績】		別紙1のとおり
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

② 計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 法律に基づいた適正な契約の締結		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和4年度の産業廃棄物発生量（実績）

（単位：t）

項目	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	全処理委託量（t）				⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項
			自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量（t）	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出量（t）	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量					
1. 燃え殻	0					0	0			
6. 廃プラスチック類	102.26					93.12	23.51			
8. 木くず	951.55					538.15	5.68	354.41		
9. 繊維くず	0.07					7		8		
13. ガラスコンクリートくず・陶磁器くず	41					180.17	135.47			
15. がれき類	8859.46					7515.12	1002.54	3215		
20. 建築混合廃棄物	183.6					98.82	98.82			
100. 廃石綿等	34.64					1.8	1.8			
合計	10172.58					8434.18	1267.82	3577.41		

令和4年度の産業廃棄物発生量（目標）

（単位：t）

項目	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に關する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
	産業廃棄物の排出量（t）	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	全処理委託量（t）				認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
						優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量（t）	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
産業廃棄物の種類												
1. 燃え殻	8					8	8					
6. 廃プラスチック類	150					140	87					
8. 木くず	1000					900	300	550				
9. 繊維くず	10					17		17				
13. ガラスコンクリートくず・陶磁器くず	50					200	120					
15. がれき類	100000					5400	725	2400				
20. 建築混合廃棄物	150					150	130					
100. 廃石綿等	50					1.5	1.5					
合計	101418					6816.5	1371.5	2967				